

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	白根やすらぎの里	社会福祉法人新潟慈恵会	令和元年7月30日 実地		なし	

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	にいだの里	社会福祉法人ごせん福祉会	令和元年7月31日 実地		なし	

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	白寿荘西	社会福祉法人まき福祉会	令和元年8月2日 実地	施設 会計	<p>経理規程について、第58条第3項に「財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定する。」とありました。</p> <p>社会福祉法第45条の30第2項及び定款第33条第2項に、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。</p> <p>また、その他の条項についても社会福祉法改正後の実情に合わせ、見直しを行ってください。</p>	規程の改正、見直しを行った。

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	黒埼の里	社会福祉法人新潟南福祉会	令和元年8月7日		なし	
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム黒埼の里		実地			

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	うちの桜園	社会福祉法人にいがた寿会	令和元年8月8日 実地		なし	

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	新潟東愛宕の園	社会福祉法人愛宕福祉会	令和元年8月9日		なし	
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ新潟東愛宕の園		実地			

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
7	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	大山台ホーム	新潟市	令和元年8月19日		なし	
	短期入所生活介護事業所	新潟市特別養護老人ホーム大山台ホーム	社会福祉法人愛宕福祉会	実地			

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
8	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	はまゆう	社会福祉法人更生 慈仁会	令和元年9月11日		なし	
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホームはまゆう		実地			

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果	
9	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	しなの園	社会福祉法人しろね福祉会	令和元年11月20日	法人運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。 定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	役員選出のマニュアルの整備をすると共に、次回評議員会においては、候補者ごとの決議を実施する。	
	社会福祉法人	しろね福祉会			実地	法人運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。 社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	上記項目同様、役員選出のマニュアルに明記し、次回専任の際には、落ちのないように対応する。
						法人会計	貸借対照表の積立金及び積立資産について、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い19に基づき、積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立ててください。	令和元年度、決算書において修正の予定。

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
10	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	ほうせい園	社会福祉法人豊聖福祉会	令和元年11月22日		なし	
	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームほうせい園		実地			
	社会福祉法人	豊聖福祉会					

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
11	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	白寿荘東	社会福祉法人まき福祉会	令和元年11月26日	法人運営	<p>評議員会の招集について、理事会の決議により定められていませんでした。</p> <p>評議員会を招集する場合は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12の規定に基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定を理事会で決議した後に、評議員に対し招集を通知してください。</p>	<p>評議員会で決議すべき事由が生じたため、令和2年2月20日開催の理事会で評議員会の開催に必要な事項を決議し、令和2年2月28日に評議員会の開催に至っている。</p>
	社会福祉法人	まき福祉会		実地			

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
12	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	あしぬま荘	社会福祉法人亀田郷芦沼会	令和元年11月28日	法人運営	評議員会の決議により理事及び監事を選任していますが、各候補者ごとに決議を行ったことが議事録で確認できませんでした。 定款第13条第3項に基づき、各候補者ごとに決議を行った旨を記録に残してください。	次回選任時には、各候補者ごとに決議を行い、記録に残します。
	短期入所生活介護事業所	ショートステイあしぬま	社会福祉法人亀田郷芦沼会		実地	法人運営	評議員会に提出される新監事の選任に関する議案について、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。 社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する前に、同意書または理事会議事録にその旨を記載し現監事が議事録に記名押印することにより、監事の過半数の同意を得てください。
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホームあしぬま荘			法人運営	平成30年3月に行われた理事会及び評議員会について、議事録が作成途中となっていました。 社会福祉法第45条の11第1項から第3項まで及び社会福祉法第45条の15に基づき、適切に議事録を作成し、議事録を主たる事務所に備え置いてください。	議事録を作成し、記名押印の上、主たる事業所に備え置きました。
	社会福祉法人	亀田郷芦沼会			法人会計	貸借対照表の積立金及び積立資産について、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い9に基づき、積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立ててください。	次回作成時から積立の目的を示す科目に修正し、同額の積立資産を積み立てます。
					法人会計	事業活動計算書における、国庫補助金等特別積立金取崩額の計上科目に誤りがありました。社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い9に基づき、国庫補助金等特別積立金の積み立ての対象となった基本財産等を廃棄又は売却する場合は、特別費用に控除項目として計上してください。	指摘のとおり計上科目を修正します。
					法人会計	自立支援給付費を公益事業等に繰り入れる場合は、「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」第2の2(1)に基づき、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲で行ってください。	次年度以降に公益事業に繰入を行う際は、経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない施設会計より行います。
					法人会計	附属明細書のうち、積立金・積立資産明細書が作成されていませんでした。 社会福祉法人会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を漏れなく作成してください。	積立金・積立資産明細書を次回決算時から作成します。
					法人会計	事業区分間及び拠点区分間における内部取引については、社会福祉法人会計基準第11条に基づき、その取引高を各計算書類内訳表の「内部取引消去」欄で相殺消去してください。	システムの設定を行い、次回作成時は内部取引消去欄で相殺消去できるようにします。

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
13	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	まつはま園	社会福祉法人春陽福祉協会	令和元年11月29日 実地	法人運営	理事の選任について、理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれていることがわかるよう記録に残してください。	理事の選任について、理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれていることがわかるように候補者推薦書を作成した。
	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームまつはま園	社会福祉法人春陽福祉協会		法人運営	監事の選任について、「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として選任したことがわかるよう記録に残してください。	監事の選任について、「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として選任したことがわかるように候補者推薦書を作成した。
	短期入所生活介護事業所	ショートステイまつはま園	社会福祉法人春陽福祉協会		法人運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得たことを記録に残していませんでした。 社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に監事の過半数の同意を得て記録に残してください。	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ることとした。
	社会福祉法人	春陽福祉協会	春陽福祉協会		法人会計	その他の積立金について対応する積立資産と金額が一致していませんでした。 社会福祉法人会計基準第6条第3項及び社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い19に基づき、積立金を計上する際は、同額の積立資産を計上してください。 また、資金管理上の理由から積立金を計上せずに積立資産を積み立てる場合は「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にその理由を明記してください。	積立金については、それぞれ積立資産を計上した。

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
14	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	穂波の里	社会福祉法人坂井輪会	令和元年12月3日 実地	法人運営	役員の選任については、定款第13条に基づき、評議員会で各候補者ごとに決議を行ってください。	2021年度が、役員(理事、監事)の改選年度であり、評議員会において、各候補者毎に選任決議を行うよう改善します。
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム穂波の里			法人運営	評議員会に提出される新しい監事2名の選任に関する議案について、現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。 社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する前に、同意書または理事会議事録にその旨を記載し現監事が議事録に記名押印することにより、監事の過半数の同意を得てください。	2021年度の改選時期には、議案の監事候補者名簿に同意した旨記載します。
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ穂波の里			法人運営	評議員会の招集通知には、社会福祉法第45条の9第10項に準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、議案についても記載してください。	今後の評議員会に関し、議決すべき議案全てを記載し招集通知を送付するようにします。
	社会福祉法人	坂井輪会			法人会計	計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算欄の額と、理事会で承認された最終補正予算の額に不一致がありましたので、平成30年4月6日 社援発416号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定についての一部改正について(指導監査ガイドライン)」に基づき、今後は適切に作成してください。	2019年度決算及び補正予算に関し、適正な作成を行うようにします。

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
15	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	江東園	社会福祉法人健周福祉会	令和元年12月5日	法人運営	<p>監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得たことを記録に残していませんでした。</p> <p>社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に監事の過半数の同意を得て記録に残してください。</p>	<p>直近(令和2年5月29日)の理事会にて、以下のとおり改善することを報告します。</p> <p>①現理事2名から同意を得たことを議事録に残すこと。 ②理事会に出席できない場合は、同意書を徴取すること。 ③入院等の理由により同意書を徴取することが困難な場合は、その旨を記録したものを残すこと。</p>
	短期入所生活介護事業所	老人短期入所施設江東園	社会福祉法人健周福祉会	実地			
	社会福祉法人	健周福祉会	健周福祉会				

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
16	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	桃山園	社会福祉法人新潟臨港福祉会	令和元年12月9日	法人運営	理事及び監事に対する報酬の総額が定められていませんでした。定款第21条に基づき、理事及び監事に対する報酬の総額を評議員会の決議により定めてください。	令和2年3月25日に開催した評議員会において、役員等の報酬及び旅費規程の一部改定を提出し、理事及び監事の報酬総額を定め、承認を得て改定を実施した。
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ桃山園		実地			
	社会福祉法人	新潟臨港福祉会					

令和元年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
17	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	こぐち苑	社会福祉法人にいつ福祉会	令和2年2月10日 実地	法人運営	評議員の選任について社会福祉法第39条に基づき「社会福祉法人の適正な運営について必要な識見を有する者」として選任し、記録に残してください。	評議員の選任にあたっては、評議員の選任及び欠格事由、兼職禁止、特殊関係者について明記するとともに、議事録にもその旨を記載し記録します。
	社会福祉法人	にいつ福祉会			法人運営	理事の選任について、社会福祉法第44条の第4項に基づき、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として少なくとも1名ずつを選任し、記録に残してください。	それぞれの候補者が第44条の第4項のいずれかの要件に該当するか明記するとともに議事録にもその旨を記載し記録に残します。
					法人運営	監事の選任について社会福祉法第44条の第5項に基づき「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として選任し、記録に残してください。	それぞれの候補者が第44条の第5項のいずれかの要件に該当するか明記するとともに議事録にもその旨を記載し記録に残します。
					法人運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていませんでした。 定款第15条第3項の規定に基づき、評議員会において理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行い、その旨議事録に明記してください。	評議員会において、理事及び監事の各候補者ごとに選任議決をし、その議決内容を議事録に記載し記録に残します。